

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年3月9日認可した。

令和3年3月16日

香川県知事 浜田惠造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）森西池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）葛谷南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長谷西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大横井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）浦山西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）浦山東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新造川西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）久保地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東神内地区